

建設混合廃棄物処理における ふるい下残さ適正処理ガイドライン

制定：平成 26 年 5 月 14 日
建設廃棄物協同組合
理事会・特別委員会決定

1. 目的

ふるい下残さの適正処理、適正なリサイクルを推進していくために、本ガイドラインを定める。

建廃協では平成 20 年にふるい下残さ処理実態調査を実施し処理方法、処分先等の情報と今後の課題について整理した。その後、国立環境研究所及び埼玉県環境科学国際センターや各大学と連携して「破碎選別検討会」においてふるい下残さの選別技術、処分方法、リサイクル基準等の研究を継続してきた。

しかし、ふるい下残さについては、粒子が細かく遠目には砂に見える為、全国で不法投棄が後を絶たない現状である。そのため、建廃協として自主的にふるい下残さの適正処理ガイドラインを策定し、ふるい下残さの適正処理を積極的に推進するものである。

2. ふるい下残さ

建設混合廃棄物の選別処理過程において生じる残さで、概ね 10mm アンダーの土砂混じりのものを「ふるい下残さ」という。

建設工事から発生する廃棄物で、安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず）とそれ以外の廃棄物（木くず、紙くず等）が混在しているものを建設混合廃棄物という。

これらの建設混合廃棄物は、手選別、風力選別、振動ふるい等により選別され、それぞれ選別されたものに応じてリサイクル、処分される。この選別過程における残さが「ふるい下残さ」である。通常、概ね 10 mm アンダーの土砂混じりのものであるため、見た目は土砂に近いが、微小な安定型廃棄物以外のものが混入している可能性がある。

今では、建設混合廃棄物の適正処理、リサイクルの推進の観点から、さらに「ふるい下残さ」の精選別が進められ、次図のように取り扱われるようになったことから、「精選後のふるい下残さ」は平成 20 年の「ふるい下残渣」に比べ、その量は半減している。

その精選別のシステムは多様であり、それぞれの過程で排出される「残さ」の品質も一様ではない。そのため、本ガイドラインにおいては、処分又は再利用に応じた品質を確保する観点から、その処理方法を定めることとした。その結果、「ふるい下残さ」または「精選後のふるい下残さ」の処理は、以下 3. 埋立処分、4. 再中間処理、5. その他（そのまま利用する場合）となる。



3. 埋立処分

「ふるい下残さ」または「精選後のふるい下残さ」を埋立処分する場合は、管理型埋立処分場に処分する。

平成 23 年 3 月 30 日付（環廃産第 110329004 号）建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）「建設廃棄物処理指針」2. 3 建設廃棄物の種類 解説（2）安定型産業廃棄物の取り扱いにおいて「建設混合廃棄物から安定型産業廃棄物を選別した際に生じた残渣（いわゆる「ふるい下残渣」）は安定型産業廃棄物として取り扱うことはできない。」とされている。

4. 再中間処理

「ふるい下残さ」または「精選後のふるい下残さ」は、再資源化施設（産業廃棄物処理業許可施設）に産業廃棄物として処理委託契約し、次のようなリサイクルを行う。

- （1）セメント原料としてリサイクル
- （2）再生碎石及び再生砂の原料・粒度調整材としてリサイクル
- （3）熔融スラグとしてのリサイクル

ここで示しているのは、産業廃棄物処理業の許可を有している再資源化施設に産業廃棄物として処理委託する場合である。

受け入れ施設としては、（1）セメントメーカ（2）再生碎石等を販売しているコンクリートがら等の破砕施設（3）ガス化熔融施設等が考えられる。これらの施設では、廃棄物処理法に基づき処理、維持管理が行われており、販売する製品の品質管理も適切に実施されている。

なお、セメント原料としての受入れの場合 S（硫黄）、cl（塩素）等の含有率が問題となるため、受け入れ量に制約を受けている。今後は、洗浄分級や調合による成分調整等により、受入品質に適合するような処理を行う処理施設に処理委託することを通して、セメント原料

化を進めていくことも必要となる。

5. その他（そのまま利用する場合）

前二項（3. 及び4.）によらずに、資材等として販売、または自ら利用する場合は、廃棄物該当性に関する総合判断説に準拠の上、次の条件に全て適合できる場合に限るものとする。これらに適合しないものについては、廃棄物と判断し、ふるい下残渣として取り扱う。それ以外の場合は、建廃協で検討のうえ、関係行政の意見を踏まえ判断する。

（1）物の性状は以下に適合する

- ・目視にて異物混入がないもの
- ・石膏粉、アスベストが混入していない
- ・土壤環境基準（溶出量、含有量）に適合していること
- ・熱しゃく減量 5%以下 または固体としての全有機炭素（TOC）5%以下
- ・溶出水のpH 5.8～8.6

（2）排出状況

- ・処理フロー及び排出量・搬出先の情報を公開する（自主管理システム）
- ・適切に品質管理されている
- ・需要に沿った計画的な搬出、受入がされている

（3）通常の実扱い形態

- ・使用目的が明確であり、確実である
- ・広く資材としての市場が形成されている
- ・定常的に継続して取り引きされており、受入先が業として安定している
- ・一般的にみて妥当な形態である

（4）取引価値の有無

- ・売買契約書により有償譲渡が明確になっている
- ・取引に客観的に合理性がある

（5）占有者の意思

- ・長期間放置されないこと
- ・責任の所在が明確であること

（1）物の性状

- ① 熱しゃく減量は、比較的容易に含有されている有機物の量を示す指標である。しかし、無機物においても結晶水の減量により熱しゃく減量に反映されることから、厳密には有機物のみの指標となる全有機炭素により5%以下となることを確認する。
- ② 利用用途に応じた品質を有していることも必要となる。
 - ・粒度調整 等

（2）排出状況

- ① ふるい下残さの性状を確認するためにも処理フローにより選別過程のどこで排出されるふるい下残さであるかを明らかにすること、また排出後の処理過程を明らかにするために排出量と排出先情報を開示することが重要である。これは建廃協が日本建設業連合会の協力を得て推進している「新自主管理システム」の取り組みである。

② 排出時点で利用用途に応じた品質を保持できるような管理が重要となる。そのため
の試験としては次のようなものがある。

- ・再生砕石や再生砂の品質試験（修正CBR試験、突き固め試験 等）
- ・その他

（3）通常の実扱い形態

① リスクの高い事例として次のようなものがある。

- ・有償譲渡の仲介をするために会社を設立して行うケース
- ・工事現場で他の残土と混ぜて造成するケース
- ・無償で請け負った造成工事に造成材料として使用するケース
- ・その他

（4）取引価値の有無

① 有償売却を偽装している事例として次のようなものがある。

- ・運搬費に処分費を含めて支払っているケース
売却先と運搬委託先は同一会社にはしないことはもちろん、取引等何らかの関係の
ある会社としないようなことが必要である。
- ・他の名目で事実上処分費を支払っているケース
何らかの工事請負費や営繕費等の名目で事実上処分費を支払っているようなケ
ースがある。

（5）占有者の意思

① リサイクル資材の使用の責任の所在を明確にしておくことが重要であるが、次のよ
うなケースは是認されるものと考えられる。

- ・自社の工場渡しで有価販売する。
- ・自社の取引先 A 社の現場へ自社で運び販売する。
- ・運搬は委託で B 社へ運賃を払い販売は A 社の場合、A 社と B 社は因果関係がな
いこと

今後の取組

1. 選別技術、選別精度向上の検討
2. リサイクル先の共同事業化
3. 法的整理

以上